

自立支援医療費（精神通院医療）制度における 経過的特例について

自立支援医療費制度については、所得状況や病名・病状等に応じて、以下のように月額負担上限額が定められています。しかし、法令上、一定所得以上の方は原則として公費負担の対象外とされておりますが、経過的特例として、「高額治療継続者（重度かつ継続）」に該当する場合のみ令和6年3月31日まで公費負担の対象とし、負担上限月額が20,000円になっております。

| 「世帯」の市民税非課税 | | | 「世帯」の市民税課税 | | |
|--------------|--------------------------|--------------------------|------------------------|-------------------------------|---|
| 一定所得以下 | | | 中間所得層 | | 一定所得以上 |
| 生活保護世帯 | 収入 ≤ 80万円 | 収入 > 80万円 | 市民税 < 3万3千円 (所得割) | 3万3千円 ≤ 市民税 < 23万5千円 (所得割) | 23万5千円 ≤ 市民税 (所得割) |
| 生活保護 負担0円 | 低所得1 負担上限月額 2,500円 | 低所得2 負担上限月額 5,000円 | 中間所得層1 | 中間所得層2 | 一定所得以上 公費負担の対象外 (医療保険の負担割合・負担限度額) |
| | | | 負担上限月額 医療保険の自己負担限度額 | | |
| | | | 中間所得層1 (重度かつ継続) | 中間所得層2 (重度かつ継続) | 一定所得以上 (重度かつ継続) |
| | | | 負担上限月額 5,000円 | 負担上限月額 10,000円 | 負担上限月額 20,000円 |

この所得区分の方につきましては、令和6年3月31日までの経過的特例により制度の対象となっております。

このため一定所得以上の方は、「高額治療継続者（重度かつ継続）」であっても、『自立支援医療（精神通院医療）受給者証』の有効期間は、令和6年3月31日までとなりますので、ご理解をお願いします。

なお、令和6年3月31日までの間に、「世帯」の課税額が下がったことにより負担上限月額が下がり、経過的特例がなくとも制度の対象となる場合には、新たに認定します。

※経過的特例について国において今後の取扱いが検討されており、今後

の取扱いが決定した場合には、改めてお知らせしますのでご了承ください。

ださい。